

—主な内容—

- 第4回会員大会10月27日開催 1頁
- 商店コンクール受賞店決る… 2頁
- 歩行者通行量調査の結果… 3頁
- 明るい職場をめざして(4)… 4頁
- 中小企業と小発明… 5頁
- 講習会と金融のお知らせ… 6頁

商工うつのみや

発行所
宇都宮商工会議所
宇都宮市旭町1-3, 427
〒320 電話33-6231(代)

編集兼
発行人 金子浩蔵
印刷所 三共印刷 株式会社
電話04106(代)

毎月20日発行 定価30円

第4回会員大会10月27日(火)に開催

永年勤続優良従業員を表彰(推せん締切10月8日)

商工業のナマの声を結集 全会員の参加を期待

企業を育て、地域を伸ばす商工会議所

第一部 会員大会
午後二時 栃木会館小ホール

第二部 祝賀パーティー
午後四時 レストラン三笠

当所事業で年間を通じて最大の行事となっている「会員大会」は、好評のうちに本年で第四回を迎え、菊花香る十月二十七日(火)午後二時より同三時五十分まで、栃木会館地下小ホールにおいて、第四回宇都宮商工会議所会員大会を開催することになった。

とくに今回は、前回は行なっていた第二部のアドラクションをとりやめ、実質を始める。それに表彰優良従業員を、同二階のレストラン三笠において、人員懇親祝賀パーティーを午後四時より開催するので、前会員の出席が望まれている。

なお当日は、大会の席上において、会員事業所の永年勤続優良従業員(表彰対象者)も合わせて行なうので、従業員対策の一つとしてぜひ表彰対象者の推せんをお願いしたい。

本大会の主旨は、日頃一同に顔を合わせることの少ない会員相互の親睦を図ると共に、当所の各部署で検討された当市商工業振興対策のための提案議題に対し、会員皆さんのナマの声による活発な意見を賜って最終的な決議を願う。それぞれ関係当局に陳情、建議してその実現を図るべく、意見活動の機関としての商工会議所をアピールすることを目的としている。

さらに同席上において、雇用の安定、従業員対策の一つとして、各事業所より推せんされた永年勤続優良従業員を三十五年以上、三十二年、二十五年、二十年、十五年、十年の順に会議所会頭名で表彰(昨年は五十九名)を行ない、毎日精勤されている従業員の労をねぎらうことになっている。

第二部としては、大会閉会後、引き続き出席者全員の方に、まなま会場を栃木会館二階のレストラン三笠に移動し、「会員大会並びに会員懇親祝賀パーティー」を会員懇親祝賀(午後四時予定)し、来賓を会員にそれぞれ受ける皆さんと共に、なごやかな雰囲気の中で懇親していただくことになっている。



開催要領
昨日の会員大会の表彰模様

開会 午後二時
閉会 午後三時五十分

二 場所 栃木会館地下小ホール

三 第一 大会行事並びに順序

(1) 開会(午後二時)

(2) 大会委員長(会頭)あいさつ

(3) 永年勤続優良従業員表彰

(4) 来賓祝辞

(5) 表彰者代表答辞

(6) 議長団退席

(7) 第三回会員大会決議事項の処理報告

(8) 議案 労働力確保総合対策について

(9) 宣言決議

(10) 閉会のことば

第二 議案 商業近代化地域計画の策定推進について

第三 議案 瑞穂野工業団地への市内中小工場移転助成策について

第四 議案 特定局でない郵便局の増設促進運動について

出席者全員で、午後四時より栃木会館二階レストラン三笠において開催

受付 午後一時〜二時

次の要領で行ないますので、該当者を調査の上、推せんをお願いいたします。

一、表彰対象者のうちから代表として、その際はぜひ出席をさせていただきます。

二、表彰の方法

本大会の席上、各勤続年数の代表者二名に、表彰状並びに記念品を授与して行なう。

三、記念品代の一部事業主負担にさせていただきます。

表彰優良従業員に対する記念品代については、当所も負担しますが、この表彰を一層意義あるものにするため、推せん一名につき一、〇〇〇円を各事業所主の方々に負担願うことになっておりますので、すでに發送してある「従業員被表彰者推せん書」に添えて申し込んでいただく。

四、申し込み期限 十月八日必着

以上の趣旨を十分に了承し、あまり固く考えられないで、よくリラックスな気持ちで参加されますようお待ちしております。

会員の皆さまには、会議所運営につきましていろいろご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本年度も、会費の下期分を納入していただく時期が参りました。お手もとに納入通知書が届きましたら、十月一日より市内の最寄の金融機関取引の有無に関係なくの窓口へご持参くださいますようお願いいたします。

なお、金融機関の「口座自動振替納入」をお願いしている皆さまにつきましては、十月二十一日に振替させていただきますので、あらかじめご承知くださいますようお願い申し上げます。

永年勤続優良従業員を推せん、表彰要領

一、表彰対象者のうちから代表として、その際はぜひ出席をさせていただきます。

二、表彰の方法

本大会の席上、各勤続年数の代表者二名に、表彰状並びに記念品を授与して行なう。

三、記念品代の一部事業主負担にさせていただきます。

表彰優良従業員に対する記念品代については、当所も負担しますが、この表彰を一層意義あるものにするため、推せん一名につき一、〇〇〇円を各事業所主の方々に負担願うことになっておりますので、すでに發送してある「従業員被表彰者推せん書」に添えて申し込んでいただく。

四、申し込み期限 十月八日必着

以上の趣旨を十分に了承し、あまり固く考えられないで、よくリラックスな気持ちで参加されますようお待ちしております。

商工会議所会費の下期分納入についてお願い

会員の皆さまには、会議所運営につきましていろいろご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本年度も、会費の下期分を納入していただく時期が参りました。お手もとに納入通知書が届きましたら、十月一日より市内の最寄の金融機関取引の有無に関係なくの窓口へご持参くださいますようお願いいたします。

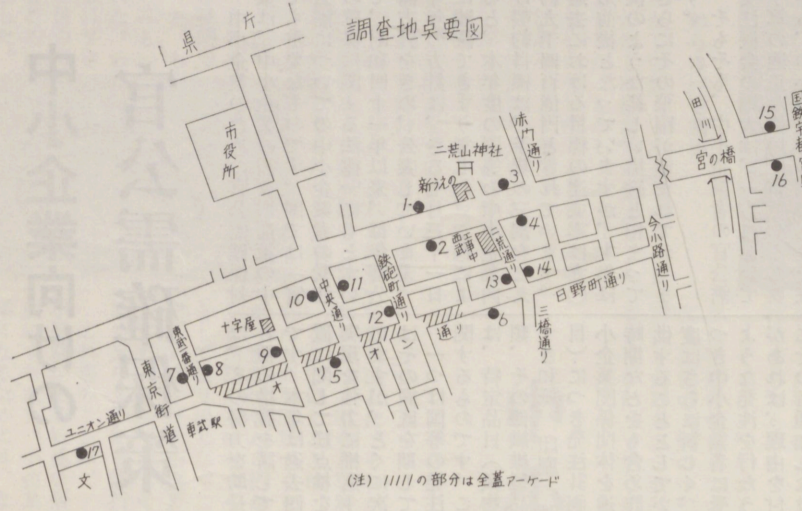
なお、金融機関の「口座自動振替納入」をお願いしている皆さまにつきましては、十月二十一日に振替させていただきますので、あらかじめご承知くださいますようお願い申し上げます。

会員大会への参加は、お送しました「はがき」にご記入のうえ、10月8日までに投函して下さい。

＊お店のことなら……なんでもご相談下さい！
あなたのお店の 宣伝部です

日本店装チェーン加盟店
店舗設計施工の
オオミヤ

店舗設計事務所 泉町8-24 TEL 22 2202
アド・センター 看板各種展示装飾 TEL 34 8982 3968

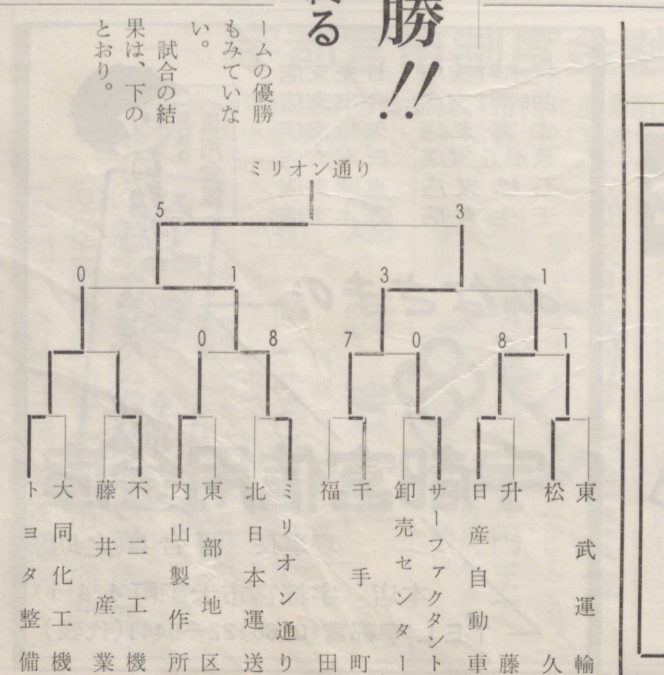


昭和45年度通行量実態調査結果 (速報)

Table showing pedestrian traffic volume data for various locations in the city center. Columns include location name, date, volume, and percentage change from 1944.

宇都宮中小企業親善野球大会終る
去る八月二十三日と九月六日の両日、市営駒形球場において...

ミリオン商店会が優勝!!
白熱戦が展開され、ミリオン通り商店会が初優勝した。



商店街診断や商店経営の参考資料に 歩行者の通行量を調査 市商工観光課・当商工会議所

この調査は、本市中心部における歩行者の通行量をいかに調査し、その流通状況を明らかにするために、この街における商店街の現状を把握することによって、商店街診断の基礎資料や各商店の経営上の調査を依頼し、調査箇所にあたる商店の皆さんとの協力を得て、去る七月二十三日(木)と二十六日(日)の二日間、次の要領により十七箇所で行われ、その結果は下表のとおりとなつた。

Table with detailed survey data for 17 locations, including volume, 43% comparison, and gender breakdown.

概説
(調査日の状況)
七月二十三日(木)
平均気温 二七・九度
最高気温 三三・七度
最低気温 二二・四度
天気 晴
七月二十六日(日)
平均気温 二六・九度
最高気温 三三・四度
最低気温 二二・四度
天気 晴

第15回全国商店コンクール受賞優秀店

Advertisement for Hirono, a shoe and bag store, and Sakurai, a liquor and food store. Includes contact information and address in Maebashi.

第15回全国商店コンクール 五店の受賞決まる!

「人類の進歩と調和」をテーマとし、二か月前、日南並びに全国各地にわたっての「日本万国博覧会」が、アジアにおいて初めて開催された。これを機に、我が国商業の真価を發揮し、信頼を高めるため、従来行なっていた商店コンクールを、本年は「第一回全国商店コンクール」として、再度開催される。...

Advertisement for '事業主への退職金' (Retirement benefits for business owners), highlighting tax benefits and company contributions.



第15回全国商店コンクール受賞優秀店

Advertisement for Hara and Sakurai, highlighting their status as award-winning shops. Includes contact info for Hara (shoes/bags) and Sakurai (liquor/food).

中小企業向けの 官公需確保策

中小企業庁

中小企業のための官公需確保策は、中小企業の需要確保策の中でも重要なものである。本年度は、官公需の確保に関する法律にも基づいて、昭和四十二年以来、毎年官公需方針を定め、公定価格を定めて、官公需の確保に努めている。本年度は、官公需の確保に関する法律にも基づいて、昭和四十二年以来、毎年官公需方針を定め、公定価格を定めて、官公需の確保に努めている。

その努力を助長する見地から、各種の指導を講じている。その結果、本年度は過去四年にわたる官公需の確保に力点を置いて、その実現に積極的に推進している。その結果、本年度は過去四年にわたる官公需の確保に力点を置いて、その実現に積極的に推進している。

創る・伸ばす 〇明るい職場をめざして

発散的に終止符を打つ。職場が明るく、労働者が誇りを持って働く。これは、労働者の健康と生産性を高めるために必要である。職場の改善には、労働者の意見を尊重し、参加させることが重要である。

職場の改善には、労働者の意見を尊重し、参加させることが重要である。職場の改善には、労働者の意見を尊重し、参加させることが重要である。

労使に対し徹底的PR 日常生活に浸透させる

労働者の健康と安全を確保するために、労使双方が協力してPR活動を行うことが重要である。労働者の健康と安全を確保するために、労使双方が協力してPR活動を行うことが重要である。

労働者の健康と安全を確保するために、労使双方が協力してPR活動を行うことが重要である。労働者の健康と安全を確保するために、労使双方が協力してPR活動を行うことが重要である。

食品を試買いで調査！ 消費経済 量目・衛生など

消費者の購買行動を調査し、消費経済の動向を把握する。食品の試買調査は、消費者の購買行動を調査し、消費経済の動向を把握する。食品の試買調査は、消費者の購買行動を調査し、消費経済の動向を把握する。

消費者の購買行動を調査し、消費経済の動向を把握する。食品の試買調査は、消費者の購買行動を調査し、消費経済の動向を把握する。

品名	単価	購入量	金額
魚介類	100g	200g	200円
肉類	100g	200g	200円
野菜	100g	200g	200円
果物	100g	200g	200円
飲料	100g	200g	200円
その他	100g	200g	200円

労働者の健康と安全を確保するために、労使双方が協力してPR活動を行うことが重要である。労働者の健康と安全を確保するために、労使双方が協力してPR活動を行うことが重要である。

労働者の健康と安全を確保するために、労使双方が協力してPR活動を行うことが重要である。労働者の健康と安全を確保するために、労使双方が協力してPR活動を行うことが重要である。

宇都宮市の観光宣伝に 観光ポスターコンテスト募集!

宇都宮市観光協会主催の観光ポスターコンテスト募集。観光ポスターコンテスト募集。観光ポスターコンテスト募集。観光ポスターコンテスト募集。観光ポスターコンテスト募集。

観光ポスターコンテスト募集。観光ポスターコンテスト募集。観光ポスターコンテスト募集。観光ポスターコンテスト募集。観光ポスターコンテスト募集。

ねらうべき重点

観光ポスターコンテストの重点事項。観光ポスターコンテストの重点事項。観光ポスターコンテストの重点事項。観光ポスターコンテストの重点事項。観光ポスターコンテストの重点事項。

観光ポスターコンテストの重点事項。観光ポスターコンテストの重点事項。観光ポスターコンテストの重点事項。観光ポスターコンテストの重点事項。観光ポスターコンテストの重点事項。

中小企業と小発明

中小企業と小発明の重要性。中小企業と小発明の重要性。中小企業と小発明の重要性。中小企業と小発明の重要性。中小企業と小発明の重要性。

中小企業と小発明の重要性。中小企業と小発明の重要性。中小企業と小発明の重要性。中小企業と小発明の重要性。中小企業と小発明の重要性。

発明学会会長 豊沢 豊雄

発明学会会長のコメント。発明学会会長のコメント。発明学会会長のコメント。発明学会会長のコメント。発明学会会長のコメント。

発明学会会長のコメント。発明学会会長のコメント。発明学会会長のコメント。発明学会会長のコメント。発明学会会長のコメント。

新入会員の紹介

- 1. 宇都宮市 宇都宮観光協会
- 2. 宇都宮市 宇都宮商工会議所
- 3. 宇都宮市 宇都宮商工協議会
- 4. 宇都宮市 宇都宮商工連盟
- 5. 宇都宮市 宇都宮商工会
- 6. 宇都宮市 宇都宮商工協同組合
- 7. 宇都宮市 宇都宮商工労働組合
- 8. 宇都宮市 宇都宮商工労働組合
- 9. 宇都宮市 宇都宮商工労働組合
- 10. 宇都宮市 宇都宮商工労働組合
- 11. 宇都宮市 宇都宮商工労働組合
- 12. 宇都宮市 宇都宮商工労働組合
- 13. 宇都宮市 宇都宮商工労働組合

発明学会の活動報告。発明学会の活動報告。発明学会の活動報告。発明学会の活動報告。発明学会の活動報告。

発明学会の活動報告。発明学会の活動報告。発明学会の活動報告。発明学会の活動報告。発明学会の活動報告。

不動産鑑定士 酒井辰雄

不動産鑑定士 酒井辰雄

〇 売買、交換、遺産分割、相続等
〇 土地、家賃等、賃料の鑑定評価
〇 借地権、借家権等、権利の鑑定評価

宇都宮市西大町1丁目6-14
TEL (0286) 34-9372

室内庭園 金沢生花店

室内庭園 金沢生花店

生花・材料・リボンフラワー

宇都宮市川向町(築瀬小学校正門角)
TEL (33) 4536番

宇都宮市制度金融のご案内

この制度金融を利用できる人は、市内に事業所を有し、引続き1年以上現在の事業を営む中小企業者等で、返済能力が確実であると認められる方です。

機械設備資金

貸付 一回100万円まで
返済 50万円以上は24か月以内
期間 原則として24か月(繰上返済あり)

施設改善資金

貸付 一回100万円まで
返済 50万円以上は24か月以内
期間 原則として24か月(繰上返済あり)

運転資金

貸付 一回100万円まで
返済 50万円以上は24か月以内
期間 原則として24か月(繰上返済あり)

従業員福利厚生施設資金

貸付 一回100万円まで
返済 50万円以上は24か月以内
期間 原則として24か月(繰上返済あり)

定期経営相談のお知らせ

毎月10日(水) 11時～12時
毎月20日(水) 11時～12時
毎月30日(水) 11時～12時

お知らせコーナー

優秀なセールスマンは企業を救う
10/17~18 本格的「実践セールスマン講座」を開催
戦後四半世紀をすぎた日本を取りまく経済状況はますます複雑多岐にわたる。この中で、企業は生き残り成長するために、セールスマンに大きな役割を期待している。その役割を十分に果たすためには、セールスマン自身が、最新の経営知識と実践的な技術を身につける必要がある。

開講要領
一、とき 十月十七日(土)午後七時三十分～九時三十分
二、場所 宇都宮商工会議所
三、講師 宇都宮商工会議所 演習班指導員 栗木祐夫氏
四、参加料 一般は一人一万七千円、学生は八千円

国金の年末事業資金
10月から取り扱い
国民金融公庫宇都宮支店では、中小企業に対する年末事業資金の貸付を、10月から取り扱っています。これは、年末近くになるにつれて、企業は資金繰りに苦慮する傾向があるため、早目に申し込みをすることが望ましいとされています。

全国に広がる公害問題

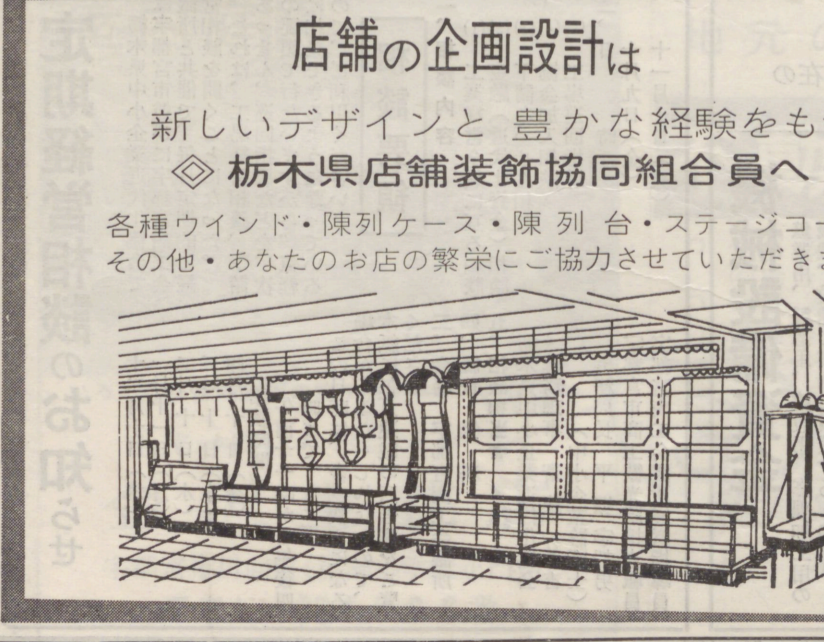
公害問題については、本誌もこれまで、新聞紙面を毎日論議してきており、県内各地でも、公害防止対策に取り組んでいる。しかし、その防止施設は、ほとんどが企業任せが現状、自己資金を投じて行うことは、とうてい不可能に近い。そこで、政府関係金融機関の一ツ「中小企業金融公庫」では、昭和四〇年より「産業公害防止特別貸付制度」を実施して、中小企業に公害防止施設の整備を促進するために必要な設備資金の貸付けを行っている。

貸付条件
一、貸付金額 一千万円まで借入可能。ただし、従来一般貸付で公庫資金を利用している場合は、その額だけ差引かれる。
二、貸付利率 借入後最初の三年間は年六・五%、それ以降は年七・五%
三、貸付期間 一〇年以内、このうち二年以下の据置期間がある。
四、その他 公害防止施設の整備が必要である旨の通達局長等の証明が必要となる。

市金融制度をご利用ください
下の表は毎月の利用状況です
宇都宮市中小企業金融公庫
前年同月 前年同月 前年同月
承申込 承申込 承申込
件数 件数 件数
金額 金額 金額

会員大会にぜひ参加してください

表彰のご推せんをお忘れなく
店舗の企画設計は
新しいデザインと豊かな経験をもつ
栃木県店舗装飾協同組合員へ
各種ウィンド・陳列ケース・陳列台・ステージコーナ
その他・あなたのお店の繁栄にご協力させていただきます



栃木県店舗装飾協同組合
(有)イノマタウィンド製作所
(株)石下製作所
(有)丸源製作所
(株)カワナベエ芸
(株)明和工芸

“事業主の退職金”無税の貯蓄で安心を

国がつくった▶企業共済◀にご加入のおすすめ

これは、小規模企業の経営者のために国でつくられた小規模企業共済制度、つまり事業主の退職金制度なのです。

退職金をご承知のように、本来事業主から従業員へ、離職後の生活保障のためや、再出発の資金として支給されています。しかし、事業主でも「退職する」ということがあります。

たとえば———第一線を引退し老後を楽しみたい……自分に万が一のことがあったとき……経営困難のため工場や商店を閉鎖……などの場合です。

このような事態が起こったときに備えて、事業主の生活安定をはかる退職金制度が《企業共済》制度です。

毎月掛金を積み立てていただくと、緊急事態が起こったときにはすぐ高利回りの共済金をお支払いするシステムです。もちろん掛金は課税対象から控除され、税金が安くなる特典もあります。

将来にそなえての貯蓄や生命保険も大切ですが、その両方の長所をもつ《企業共済》へぜひご加入ください。

電話ご一報で係員がすぐにお訪いたします。

加入できる方は……

- 常時使用する従業員が20人以下（商業とサービス業では5人以下）の事業主、および会社や企業組合・協業組合の役員の方がたです。（この“常時使用する従業員”には、家族や、臨時の従業員は含まれません。）
 - ひとりて、あるいは家族だけで事業を営んでいる方、また自由業の方も加入できます。
 - 会社・企業組合・協業組合の役員は、全員加入できます。
- （注）加入後に従業員がふえても、けっこうです。脱退の必要はありません。

毎月の少ない負担で……

毎月の掛金はわずか500円（1口）から、最高5,000円（10口）まで、口数を自由に決めて加入できます。10口までは途中増額も、掛金の前払いもできますから、余裕のあるときに便利です。（月払いのお申込みは、なるべく2口以上をお願いします。）

いざという時まとまった保障を…

事業をやめるとか、退職するとうき、生命保険では保障されませんが、この共済制度なら契約どおり保障されます。さらに、万が一不幸とか、老後を楽しめるような場合にも、共済金が支払われるので二重に安心です。

かりに、毎月1口500円を掛け続けると、掛金合計は40年後に24万円ですが、このとき事業をやめる場合は、利息を含めて掛金（元金）のじつに4倍以上にあたる111万円の共済金が支払われます。毎月10口掛けてきた方ならこの10倍、つまり1,113万円の共済金が支払われるのです。

所得控除の特典のある有利な貯蓄

掛金は全額が所得税、住民税ともに、そっくり課税対象から控除されます。前払いされれば、それも控除されます。税金が確実に安くなり大へんおとくです。現在、生命保険に入っている方であっても、この共済制度に加入されれば生命保険料控除のほかに、この企業共済掛金の全額所得控除が別枠で認められます。利回りは、共済金額から掛金総額を引いていただくとわかりますが、この種の制度では最高の利息となっています。しかも、国の共済ですから利回りの高さは将来まで保障されています。

加入者の受ける利益

共済契約の承継が可能———個人事業主から、配偶者やお子さまが事業をひきつがれるとき、それまでの共済契約を、新しい事業主にそのまま承継することができます。いままでの掛金払込月数が通算

されるため、非常におとくです。なお、このほかにも掛金払込月数の通算ができる場合もありますから、おたずねください。

確実に共済金が支払われます——共済金の支払いを受ける権利は、抵当権者や債権者によって差し押えることが禁じられており、小規模企業共済事業団から本人へ直接確実に支払われますから安心です。

将来融資も受けられます——継続して掛金を払い込めば、将来事業資金の融資を受けられます。（現在、商工中金の取引先には特別融資制度があります。）

共済金のお支払い

共済金のお支払いは
《企業共済》では、次のような理由が加入者に発生したときに、掛金の納付月数に応じて、共済金または準共済金あるいは解約手当金の形で支払われます。

- 共済金Aが支払われる場合**
- 個人事業をやめたとき（死亡も含む。）
 - 会社や企業組合・協業組合等法人の役員が、その法人の解散によりやめたとき。

- 共済金Bが支払われる場合**
- 役員が疾病・負傷・死亡によりやめたとき。
 - 65歳以上で20年以上掛金を払っているとき（老令給付。）

- 準共済金が支払われる場合**
- 個人事業を会社組織にかえて、その役員にならないとき。
 - 個人事業を配偶者や子などの親族に譲ったとき。
 - 役員が疾病・負傷・死亡あるいは解散以外の理由で退職したとき（たとえば役員改選や任期満了など。）

解約手当金
●掛金を12か月以上滞納したとき。
●個人事業を会社組織として役員に就任したとき。
●任意解約したとき。
以上のような理由のどれかは必ず発生するわけですから、共済金、準共済金、あるいは解約手当金の形でいずれかの支払いを受けるため、掛金払込月数が12か月未満のときを除いて、いわゆる掛捨てになることはありません。

共済金額は……
掛金の払込み月数別にお支払い額を法律でお約束しています。左の表は、毎月10口5,000円掛けたときの共済金および準共済金額の一例です。共済理由によって、それぞれの共済金額が異なりますが、最もお困りになる場合のときに、最も高率の共済金Aが支払われることになっています。

10口 5,000円掛けの場合 1口の場合は10分の1です	5年 (60カ月)	10年 (120カ月)	20年 (240カ月)	35年 (420カ月)	40年 (480カ月)
掛金合計	300,000円	600,000円	1,200,000円	2,100,000円	2,400,000円
共済金A	408,700円	971,500円	2,812,300円	7,834,400円	11,137,000円
★複利増加分	+ 8,300円	+ 11,200円	+ 21,500円	+ 48,200円	+ 62,300円
共済金B	331,700円	776,000円	2,169,100円	7,834,400円	11,137,000円
準共済金	300,000円	620,800円	1,735,200円	6,267,500円	8,909,600円

★複利増加分とは……共済金は毎月複利でふえてゆきますが、ここで「複利増加分」というのは毎月5,000円掛金を払い込むごとにふえる共済金の増加する額で、共済金Aの場合を例示しました。たとえば、241か月の掛金を払い込むと、240か月目の共済金2,812,300円に21,500円を加えた額が241か月目の共済金額となるわけです。
★この掛金は、政府で5年目ごとに貨幣価値等の関係から共済法の改正を行なうことになっており、その時代にふさわしい掛金および共済金となるよう配慮されています。

お申込みとお問い合わせは **宇都宮商工会議所** TEL 33-6231 (代)

あらゆる死亡と交通事故傷害を保障

好評を得て8月1日効力発生でスタート！ 10月加入申込み受付中

商工会議所 災害共済制度 会員事業所

ご加入のおすすめ

月400円で—最高100万円の保障

特
色
と
利
点

1. 交通事故激増の時代にマッチした保険であり、従業員の福利厚生面の充実に、さらに不時の多額支費をなくす意味で、きわめて都合のよい便利な制度となっています。
2. 1年ごとに収支計算を行なって、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しいたします。
3. 事業主が負担する掛金は、全額福利厚生費として損金算入が認められ、加入者の給与にはなりません。
4. 業務上、業務外を問わず、24時間保障です。

◇保障の種類と月額掛金

月額掛金		1口 400円	2口 800円
交通事故以外の死亡、廃疾に		50万円	100万円
交通事故による	死亡、廃疾に	100万円	200万円
	一定の障害に(等級別)	50万円 ～5万円	100万円 ～10万円
	5日以上入院に(120日限度)	1日につき 750円	1日につき 1,500円

(注) 1. 掛金は年齢に関係なく1口で400円、2口で800円です。1人2口まで加入できます。
2. 廃疾とは身体障害第1級1～5項の障害状態をさしています。

◇利益配当金

1年ごとに収支計算をおこなって剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。配当金額は加入者数、支払保険金の多寡によって異なりますが、本年度大蔵大臣の承認を得た基準によりますと、おおよそつぎのようになります。

加入者数	加入状況	年間支払保険金額(または、ご死亡者数)			
		0万円 0人	50万円 1人	100万円 2人	150万円 3人
1,000人	50,000万円	2,882円 (60%)	2,459円 (51%)	2,036円 (42%)	1,612円 (34%)
3,000人	150,000万円	3,370円 (70%)	3,221円 (67%)	3,072円 (64%)	2,923円 (61%)

(注) カッコ内の数字は、年間のお支払保険料に対する配当金の割合です。
上表は1人当り平均保険金が50万円、保険料は保険金50万円につき月額400円の場合の例表で、将来を予想するものではありません。(大蔵省銀行局第431号、例文2、6)

◇掛金の税法上の特典

掛金の負担者	企業の形態	税法上の特典	備考
企業	法人	全額損金計上(福利厚生費)	所得税の対象外
	個人	1. 生命保険料控除の対象 2. 全額必要経費計上(福利費)	1. は経営者分掛金 2. は従業員分(掛金所得税の対象外)
個人		生命保険料控除の対象	

◇効力発生日

毎年8月1日、11月1日、2月1日、5月1日

加入申し込みは、10月、1月、4月、7月のそれぞれの初旬から中旬が最適です。

◇契約期間

契約は1年間(8月1日～7月31日)で、毎年自動的に更新します。ただし、途中加入の場合は、初年は上記効力発生日より7月31日までとなり、以後は毎年自動更新となります。

◇加入資格および条件

1. 商工会議所の会員事業所の事業主、役員およびその従業員(家族従業員を含む)で、14才6ヶ月以上65才6ヶ月未満の方とします。
2. 無診査です。
ただし、効力発生日前日において、すでに罹病(医師の診断による)または受傷している方は加入できません。たとえご加入になっても無効になります。
なお、加入後発病の方は、更新の際、同じ口数について無条件で継続加入できます。

◇加入手続

事業主が一括して、所定の加入申込書により、商工会議所にお申込みください。掛金は3か月分づつ前納制になっており、金融機関の預金口座より自動振替で年4回に分けて納付願います。

3か月分	1人1口 1,200円	振替納付月日
前納掛金	1人2口 2,400円	10月20日、1月20日 4月20日、7月20日

◇脱退手続

加入している方でこの制度から脱退される場合は、3か月前納のため10月、1月、4月、7月のそれぞれ31日付となりますので、該当月の15日までに商工会議所にご連絡ください。

◇加入者証の発行

加入者に対しては、「宇都宮商工会議所共済制度加入者証」を個人別に発行します。

◇保険金等の請求

加入者に万一の事があつたり、交通事故で障害を受けた時、または入院したときは、商工会議所に備え付けの必要書類によって、請求を行なってください。

◇保険金が支給されない事由

保険給付金の支払事由が、つぎの各号のいつれかによって生じたものであるときは、保険給付金は支払われません。

1. 加入者が効力発生日前日において、すでに罹病(医師の診断による)または受傷しており、その病気または傷が原因のとき。
2. 加入者の故意または重大な過失によるとき、または、加入者の犯罪行為によるとき。

去る8月1日、一斉に効力発生でスタートしましたが、6月中旬から7月中旬の間に2,040人で2,452口の加入があり、好評を得ております。今後も随時(特に10月、1月、4月、7月)受付けておりますので従業員対策や保障制度の充実としてぜひご加入ください。

《お申込みとお問い合わせは》

宇都宮商工会議所

TEL 33-6231 (代表)

委託機関 日本団体生命保険株式会社

TEL 03-543-1571 (代表)